

あいづわかまつ 広報議会

令和6年(2024)
11月1日 No.219

あなたの市政を、あなた自身でたしかめましょう



目次

第563回会津若松市議会定例会 令和6年9月定例会議

令和5年度決算審査の内容	P 6
審議結果	P13
賛否一覧	P14
一般質問	P15

議会からのお知らせ

議会モニター制度が始まります	P21
第30回市民との意見交換会を開催	P23

特集

議会が決算を審査	P 2
----------------	-----

運動会に向けて 河東第三幼稚園



この日、運動会に向けてダンスや玉入れなど練習をしていた子どもたち。本番を楽しみに、思いきり体を動かしていました。

令和6年9月定例会議

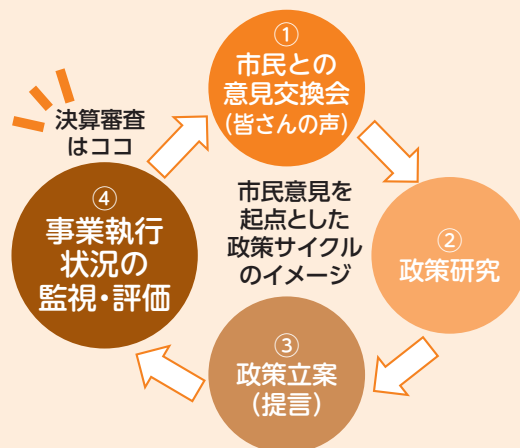
令和5年度 **決算** を審査

9月定例会議は、9月5日から10月1日までの27日間で開催されました。

今定例会議では、令和5年度の予算がどのように執行されたのかを審査するための決算審査を行いました。ここでは、議会における決算審査の意義を中心に、今定例会議での審査内容をお知らせします。

01 | 決算審査とは

「決算」とは、歳入歳出予算に基づく収入と支出の1年間の結果を集計した計算書です。予算を執行した結果、どのような成果を挙げたかを示す成果報告でもあります。議会では、決算審査をととして予算が適正かつ効率的に執行されたのか、当初の目的のとおり執行されたのか、その行政効果や経済効果を総合的に評価（認定）しています。決算の認定は地方自治法に定める議会の重要な権限の一つです。



02 | 決算審査の意義

決算審査では、市の政策の反省事項や今後の改善事項を質疑し、場合によっては議会からの「決議」や「要望的意見」としてまとめ、執行機関（市）に提言することによって、議会からの意見をその後の予算編成や財政運営に生かしていくことを求めています。つまり、決算はただ単に昨年の支出を認定して終わりではなく、その結果を今後の市の財政の健全化と適正化に役立てるという将来に向けた前向きな意義があります。

また、議会が決算を審査することで、執行機関は全ての事業執行や事務処理に当たって慎重になるということもあり、監視機能の役割も果たしています。

03 | 決算審査にあたって論点を整理

会津若松市議会では、予算決算委員会の分科会ごとに決算審査の約2か月前から審査において重点的に質疑を深めていきたい政策の内容を「論点」としてまとめています。論点をまとめる際には、第7次総合計画や個別の事業計画、行政評価、さらには市民との意見交換会等から出された市民意見や各種団体からの意見、これまでの審査の経過、先進地における調査などを参考にしています。審査の際には、この論点を中心に重層的な質疑が展開され、今後の市の政策に生かされていきます。

議会の「決議」・「要望的意見」とは？

「決議」とは、議会が行う意思形成行為で、議会の意思を対外的に表明することが必要であると考えられる場合などに行われます。また、決議の種類のひとつに、「附帯決議」があります。附帯決議とは、可決された案件に対し、事業を執行する上での要望や留意事項を表明するために行われるものです。また、「要望的意見」は、**会津若松市議会独自の**仕組みであり、執行機関が政策等を実施するにあたり議会の要望事項を伝えるものです。

審査内容をもとにさらに調査

予算審査(市の政策)へ反映

2月定例会議では市の**予算**を審査



決算審査の
結果を反映

執行機関の動き

予算(事業)の執行

決算審査で審査した内容が市の政策として予算案に反映されているか、住民福祉の向上につながる予算となっているかなどを審査します。

ここでも、市民意見を基に審査し、必要があれば決議や要望的意見などを付しています。

審査内容をもとにさらに調査

審査に反映



調査

所管事務調査等

会津若松市議会では、委員会ごとに通年で政策課題に対する調査・研究を行っています。調査を通して得られた知見は、各定例会議における審査に生かされています。

市民との意見交換会

毎年5月と11月に、市民の皆さんのさまざまなご意見をお聴きするため、議員が各地区に何う市民との意見交換会を開催しています。



湊地区での意見交換会の様子 (R6.5.9)

分野別意見交換会

政策立案のために、必要に応じて議会が団体等に依頼し、分野別の意見交換会を開催します。団体等からの要望により開催する場合もあります。

団体との意見交換会の様子 (R6.7.31)



セミナーの開催

調査・研究している政策課題への理解を深めるために、専門家を招き、その分野に関するセミナーを開催しています。

地域包括ケアシステムに関するセミナーの様子 (R6.7.12)



行政調査

行政課題の解決のために、先進的な取組を実施している他自治体を委員会ごとに調査しています。

建設委員会の行政調査の様子 (静岡県沼津市 R6.1.18)



総務委員会の行政調査の様子 (岩手県一関市 R6.7.16)



次のページから、今定例会議で行われた決算審査の内容をお知らせします。

審査に反映

審査した政策「公共交通」

ここでは、市第7次総合計画に掲げる「公共交通」政策を例に、地域内交通を通学のために活用することになったこれまでの経過と議会の継続した取組、それに基づく令和5年度決算審査について紹介します。

ふれあい号通学便の実施に至るまでの経過と議会の取組

平成30年11月

市民との意見交換会

- ・北会津地区の保護者からスクールバスについて意見

令和元年6月～10月

北会津地域連携会議

- ・小学生のスクールバスの要望提案
- ・通学支援の方法について検討

令和2年6月～10月

北会津公共交通会議

- ・通学支援の方法について具体的な運行方法などを協議

議会の取組①



～地域内交通の通学のための活用に向けた取組～

北会津地区の一部では、令和2年12月から地域からの要望を受けて地域内交通「北会津ふれあい号」を子どもたちの冬季の遠距離通学のために活用しています。

これは、平成30年11月開催の議会と市民との意見交換会における市民意見や保護者からの要望を受けて、市や教育委員会、北会津地域づくり委員会、交通事業者が協議を重ね、ふれあい号のルートや時間を一部変更した上で実現できた取組であり、議会も実現に向けて一般質問や委員会審査をととして提言してきた取組でもあります。

地域住民の中には、地域内交通の通学のための利用のさらなる拡充を望む声もあり、予算決算委員会第1分科会では、住民の声を反映しているか、地域内交通を有効的に活用しているかなど、継続して執行機関の取組を質疑（審査）しています。

議会の取組②



令和2年12月

ふれあい号による通学便の運行開始

令和4年9月

令和3年度決算審査で市に要望的意見を提出

令和4年11月

先進地調査を実施

令和4年9月定例会議では、通学のために地域内交通を活用することについて、市長へ要望的意見を提出しました。

【要望的意見の概要】

市民との意見交換会などにおいて、地域内交通を通学のために利用したいという要望が寄せられているが、通学のための公共交通の利用については、教育委員会で遠距離通学のための助成制度を行っており、地域内交通を利用した場合に助成制度が適用されるかどうかは、教育委員会との調整が必要となる。遠距離通学のための助成制度については地域によって対象となる要件が異なることから、地域内交通の活性化のためにも、教育委員会と協議し、地域の実情に合った地域内交通の活用が図られるよう要望する。

議会の取組③



令和6年9月

令和5年度決算審査

兵庫県西宮市のコミュニティ交通に関する取組について行政調査を実施し、地域主体のコミュニティ交通に対する支援や補助の在り方について理解を深めました。





北会津地区を走る「ふれあい号」

議会の取組④

令和6年9月定例会議 令和5年度決算審査



これまでの経過を踏まえて今定例会議の予算決算委員会第1分科会の決算審査では、「公共交通」政策を論点に設定し、審査に臨みました。

質問 地域内交通の通学のための活用状況及び利用拡大に向けた検討について伺う。

答弁 地域内交通「北会津ふれあい号」では、冬季の朝の時間帯に1便増便し、通学のために利用できるように運行しています。近年は1名から2名の児童が利用しており、今後も運行を継続していく考えです。

また、通学便の利用拡大については、PTAや地域の方の意見をまとめた上で、教育委員会と協議していく考えです。

湊地区でも地域内交通「みなとバス」を冬季の通学のために利用したいという保護者の声がありますが、NPO法人みんなと湊まちづくりネットワークに加入する住民の方が運行しており、毎日運行しているわけではないため、通学のために利用する場合は運転手の確保が課題となっています。できるだけ要望に応えられるよう、引き続き、協議を継続していく考えです。



湊地区を走る「みなとバス」

上記の質疑を終えて…「地域内交通の利用について」委員間討議を実施しました。

●委員同士で討議した内容

市内では4つの地域で地域内交通が運行されているが、コロナ禍を経て利用者が減少している傾向にある。そうした中でも、地域の行事の際に利用を促すなど、地域住民と協議しながら運行を継続している。

また、以前から議会として地域内交通の通学のための利用を求めており、令和2年12月から北会津地区の一部において冬季間の通学

のために地域内交通が運行されてきた経過にある。今般の質疑においても児童・生徒の利用状況を確認し、さらに執行機関では北会津地区においては今後も運行を継続する考えであるとの答弁であった。こうした取組を継続している点は評価できる。

一方で、地域内交通の持続可能性の観点から、収支率も考えていかなければならず、補助金にできるだけ頼らないような体制を引き続き検討していく必要がある、との分科会としての共通認識に至りました。



河東地区を走る「みなづる号」(左)と金川町を走る「さわやか号」(右)

※委員間討議とは？

表決の前に議案に対して、適切な説明責任、議決責任を果たすため、議員同士で自由に討議を行うことをいいます。

検討を継続

今後も議会として地域の声を丁寧に聞いていくとともに、年々変化する公共交通の在り方を検証し、**地域の実情に合った地域内交通の活用が図られるよう、予算審査や決算審査をとおして市に提言**していきます。



全ての令和5年度決算を認定しました

令和5年度会津若松市各会計別決算

(千円以下四捨五入)

会 計		歳 入	歳 出
一般会計		555億 655万円	524億6,332万円
特別会計	国民健康保険	113億1,053万円	110億9,154万円
	観光施設事業	3億4,997万円	3億 639万円
	地方卸売市場事業	1億 87万円	9,337万円
	扇町土地区画整理事業	7億2,498万円	4億7,141万円
	介護保険	134億2,085万円	128億6,031万円
	三本松地区宅地整備事業	1億 883万円	588万円
後期高齢者医療		15億2,079万円	15億1,080万円

令和5年度一般会計と特別会計、公営企業会計の決算は、予算決算委員会各分科会で審査し、10月1日の本会議で全ての会計の決算を認定しました（各会計の決算額は左表のとおり）。
ここでは、予算決算委員会各分科会での主な質疑を紹介します。

公営企業会計

(千円以下四捨五入)

会 計		収 入	支 出
水道事業	収益的収支※1	32億3,061万円	29億7,989万円
	資本的収支※2	5億6,049万円	16億7,670万円
簡易水道事業	収益的収支	2,613万円	1,841万円
	資本的収支	1,655万円	2,064万円
下水道事業	収益的収支	35億1,061万円	32億 812万円
	資本的収支	17億4,970万円	31億9,995万円

※1 収益的収支…（水道・簡易水道）水をつくるための収支
（下水道）汚水・雨水を自然に返すための収支

※2 資本的収支…施設をつくるための収支

承認第2号 令和5年度一般会計決算

審査した政策「公共施設」



学校施設の個別計画の策定に向けた検討状況

問

公共施設マネジメントの取組に関する教育委員会との協議状況を伺う。

答

公共施設再編プランの総面積の中で学校施設が占める割合は4割を超えており、改修や更新に係る費用負担も大きいため、これまでも教育委員会に対し、個別計画の策定が望ましいとの考えを示し、協議を重ねてきました。

そうした中で、令和8年度に予定されている公共施設再編プランの改定に向けて、教育委員会としても学校施設の個別計画の策定を検討していく考えが示されたところであり、今後、各施設の実態調査を進めながら計画を検討していくことになる見込まれます。
財務部としても、公共施設等総合管理計画に掲げる整備方針を踏まえて、個別計画を策定するよう助言していくとともに、施設の実態調査においては、人的支援も行っていく考えです。



不登校児童・生徒の状況と対策

問 令和5年度の不登校の児童・生徒数の状況を伺う。

答 令和5年度の不登校の児童・生徒数は322人であり、そのうち、不登校状態から登校できるようになった児童・生徒の復帰率は40・4%です。**不登校の児童・生徒数は増加傾向にあり、深刻な問題であると認識しています。**

問 不登校の児童・生徒に対する支援について伺う。

答 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、支援を行っています。また、適応教室ひまわりにおける支援のほか、令和5年度は県の事業を活用し、スペシャルサポートルームを城西小学校と第四中学校、第五中学校に設置しました。

さらに、学びの保障に向けた取組として、1人1台タブレット端末を活用したAIDルによる学習のほか、**授業のオンライン配信に取り組んだ学校もあります。**



こどもクラブの待機児童の解消に向けた取組

問 令和5年度のこどもクラブの待機児童の推移を伺う。

答 令和5年5月1日時点のこどもクラブの待機児童数は68人であり、こどもクラブへの申し込みの取り止めや、定員に空きが生じたこどもクラブへの入所により、令和6年3月1日時点の待機児童数は10人になりました。

問 こどもクラブの待機児童の解消に向けた取組について伺う。

答 放課後児童支援員の確保に向けて、委託法人と協議をしたものの、新たな人員の確保には至りませんでした。

また、事業実施場所の確保に向けて、教育委員会と連携し、学校と協議を行った結果、東山小学校と城北小学校で、特別教室を事業実施場所として確保することができました。



AIZ・S-RICEの実績とあいつ食の陣のサブ食材の評価

問 AIZ・S-RICEのPR及び生産実績を伺う。

答 積極的な情報発信によりAIZ・S-RICEの魅力を多くの消費者に伝え、認知度向上とブランド付加価値の創出を図ることができ、**令和5年度産米は完売となりました。**生産取組面積は増加しているものの、高温や少雨の影響により、令和4年度に比べ生産量が減少しており、**安定した供給体制の構築が課題**です。課題解決に向け、県と連携し、高温対策について生産者と意見交換を行いながら支援を行っていきます。

問 あいつ食の陣において新たに追加したサブ食材への評価を伺う。

答 冬のテーマ食材に「いちご」を追加した結果、今まで参加できなかった店舗が参加できるようになり、**過去5年間に比べて最も参加店舗数が多くなりました。**「イベント期間中の売上が令和4年度よりも増加した」との声もあり、事業参加の機運醸成に効果があったものと認識しています。

審査した政策「学校教育」

審査した政策「子ども・子育て」

審査した政策「食・農」

審査した政策「雪対策・道路」



今後の面的除雪の拡大について

問 今後の面的除雪の実施区域の拡大に対する考えを伺います。

答 面的除雪については、特定のエリアに複数の除雪事業者が入る除雪方法として、これまで扇町と松長地区において試行的に実施してきた経過にあり、事業者同士で連携した除雪を行えることから効果的であったと認識しています。今後の面的除雪の実施区域の拡大については、管理するための人件費が一定程度必要となるということもあり、課題を整理する必要があります。全面的な実施に向けた考えはありますが、検討には時間を要します。



道路等整備要望の対応状況と未対応要望について

問 未対応となっている市民からの道路等の整備要望への対応状況と、要望から10年以上経過したものの精査状況を伺います。

答 市民からの道路等の整備要望のうち未対応となっているものは、令和4年

度末時点で698件あり、令和5年度において、新規要望28件に対し50件の対応を行ったことで、令和5度末現在で676件に減少しました。

なお、新規要望のうち9件は、緊急性等を判断し令和5年度内に対応を行いました。

また、要望から10年が経過したものは389件あり、現在、その中で特に要望の多い舗装の新設について、現状調査や要望者への聞き取りによる意向確認などを行い精査しています。

委員間討議

予算決算委員会第4分科会において安定的な除排雪体制の確立と通年の道路の維持管理体制を論点に、委員間討議を実施しました。

委員間討議中の意見

市民が求める安全な道路のために、市と業者とが連携を密にし課題を共有する取組が必要ではないか

近年の不安定な降雪状況の中で、安定的な除排雪体制を維持していくためには、面的除雪の拡大や委託経費の在り方についての検討が必要

委員間討議の結果

委員間討議を踏まえ、左記の要望的意见を取りまとめ、議会として市長へ提出しました。

地域活動の担い手不足が大きな課題となっている状況において、町内会等が担ってきた草刈りや側溝の泥上げなども含め、通年の道路の維持管理体制について早急に検討すべき時期にきている

市に要望的意见を提出

市は、安定的な除排雪体制と適切な道路の維持管理体制の確立に向け、面的除雪の拡大や、包括的民間委託^{*}の在り方など、課題解決に向けた取組について早急に具体的な検討を行うことを要望する。

^{*}包括的民間委託…期間やエリアなどを指定した上で、道路等のインフラ管理を民間事業者に行ってもらう手法のこと

審査した政策「施設長寿命化」

市に
要望的意見を提出

今後50年に及ぶ史跡若松城内施設長寿命化計画を着実に進行させるための自主財源の確保に向け、天守閣登閣料の適正化、特別会計における事業内容の精査、指定管理者である会津若松観光ビューローの組織体制の強化による観光誘客推進など、幅広い議論を行うこと。さらに、**史跡若松城内施設については、関連する所管部署と連携し、一体的な維持管理に努めるよう要望**する。

答

本計画は観光課所管の施設のみを対象としており、まちづくり整備課所管の施設は含まれていません。部署ごとの専門性を活かすため、所管を統一することが効率的な管理であるとは認識していないものの、**問合せ窓口の一元化は市民の利便性向上の観点で重要であるため、ワンストップ窓口の在り方について検討していきます。**

問

史跡若松城内施設の一体的な管理に対する認識について伺います。

史跡若松城内施設長寿命化
計画の方針について

委員間討議

予算決算委員会第3分科会において、史跡若松城内施設長寿命化計画における財源確保と施設の一体的な維持管理を論点に委員間討議を行いました。

委員間討議中の意見

財源確保のため、天守閣登閣料の料金改定について議論を進めるべき

各種事業を適正に執行し、自主財源の確保に努めるべきである。そのためには指定管理者である会津若松観光ビューローの組織体制の強化等、広い議論が必要

史跡若松城内施設は複数部署での管理ではなく一体的管理をすべき

委員間討議の結果

委員間討議を踏まえ、**上記の要望的意見を取りまとめ議会として市長に提出しました。**

審査した政策「上下水道」

委員間討議

予算決算委員会第4分科会で委員間討議を実施し、次のような共通認識に至りました。

これまでの審査では、経営努力を行うことが最優先であり、安易に水道料金を改定することは考えていないとの答弁であったが、今回の審査では、将来的な料金改定の必要性を認識しているとの答弁であった。人口減少や物価高騰などによる厳しい経営環境に加え、施設の老朽化や災害への備えなど、課題も多い。計画に基づき取組を進めていくとのことであるが、議会は計画の策定段階から注視していく必要がある。

答

人口減少に伴い給水収益が減少する一方で、物価高騰などにより費用が増加しており、今後もこうした傾向が続くと見込まれます。令和2年度に策定した水道わかまつ施設整備アクションプランは、将来的な料金改定の必要性を想定した収支見通しとしており、料金改定の必要性について検討していく必要があると認識しています。

問

令和5年度水道事業の収支状況を踏まえた課題認識について伺います。

水道水の安定した供給と
健全な経営について

9月定例会議で所管委員会において審査された陳情の審査の経過と結果をお知らせします。

陳情

案 件	陳情の内容	所管委員会の審査経過および結果	本会議の 審議結果
陳情第3号 刑事訴訟法の再 審規定(再審法) の改正を求める ことについて (陳情者) 日本国民救援会 津支部 事務局長 栗城 英雄さん	再審請求の求め に対し、検察が 有する証拠を全 面的に開示する よう法整備する ことなど3点に ついて関係機関 に働きかけてほ しい。	総務委員会の審査において、一部委員より賛否の意見がありました。 ●反対意見 陳情者から提供された資料によれば、国会においては議員立法の選択肢も視野に今後も議論を深めていくとされている。また、今般の陳情に関しては刑事訴訟法だけでなく、刑法そのものへの知見も必要であり、司法制度全体の在り方とも関連する問題で、専門的知識を持たない地方議会にはなじまないと考えことから、本陳情に反対する。 ○賛成意見 再審制度は刑事訴訟法に規定があるものの、条文数は19条のみで、極めて大雑把な規定である。また、個々の裁判における裁判所の解釈や運用に全て委ねられているのが実態であると考えことから、願意の趣旨は当然と考え、本陳情に賛成する。 【審査結果】 本陳情は表決に付された結果、賛成多数をもって 採択 すべきものと決せられました。	不採択
陳情第4号 庁舎内における 政党機関紙の勧 誘行為の禁止を 確認することについて (陳情者) 政党機関紙の庁 舎内勧誘の自粛 を求める福島県 民の会津支部 清水 伸己さん	「市は、庁舎内 における議員に による政党機関紙 の勧誘行為は、 庁舎内での営業 禁止の原則や政 治的中立性への 配慮、さらに、 ハラスメントを 生じさせる可能 性が高いことな どから、原則禁 止であることを 確認すること」 など3点につい て特段の措置を 講じてほしい。	総務委員会の審査において、一部委員より賛否の意見がありました。 ●反対意見 ・陳情の目的が明確になっておらず、さらに、実態について令和5年2月に同様の陳情が提出された際に執行機関に確認したところ、議員による声かけで圧力を感じたという相談はなく、また、当該行為は庁舎内における販売行為や勧誘行為には当たらないとの説明があった。これらの執行機関の説明を判断材料にすべきと考えることから、本陳情に反対する。 ・庁舎を管理するのはあくまでも執行機関であり、議会に陳情する前に、市に対して要望すべきである。庁舎を管理する執行機関の考えが尊重されるべきであると考えことから、本陳情に反対する。 ・陳情趣旨について、ある面では理解できるものの、執行機関の説明によれば何ら問題がないと考えることから、本陳情に反対する。 ○賛成意見 令和5年2月に同様の陳情が提出された際の執行機関による説明は納得がいくものではなく、市民に誤解を与えるようなことは慎むべきであると考えことから、願意の趣旨は当然と考え、本陳情に賛成する。 【審査結果】 本陳情は表決に付された結果、賛成少数をもって 不採択 とすべきものと決せられました。	採 択

9月定例会議日程

9月 | 5日(木) 開会日・本会議(提案理由説明) 9日(月)、10日(火)、11日(水) 本会議(一般質問)
 12日(木) 本会議(総括質疑)
 10月 | 1日(火) 最終日・本会議(委員会審査報告～表決)
 ※各常任委員会の会議日程は14ページに掲載しています。

特

集

議案等の審査

審議結果

賛否一覽

一般質問

お議会から
知らせの

案 件	陳情の内容	所管委員会の審査経過および結果	本会議の審議結果
陳情第5号 学校給食費の無償化の実現について (陳情者) 宗像 昭司さん	市に対し、学校給食費の無償化を実現してほしい。	文教厚生委員会の審査において、一部委員より賛否の意見がありました。 ●反対意見 学校給食費の無償化は、教育施策や子育て施策といった視点を踏まえ、総合的に考える必要があり、安定した財源を確保できる見通しが立ってから行うべきと考えることから、本陳情に反対する。 ○賛成意見 6月定例会議において、陳情第2号が不採択となり、「どうして不採択になったのか」「学校給食費を無償としてほしい」といった声が市民から寄せられた。学校給食費の無償化には財政負担が生じるものの、市民が注目する事業であることから、市は学校給食費の無償化に取り組むべきと考える。以上のことから、本陳情に賛成する。 【審査結果】 本陳情は表決に付された結果、賛成少数をもって不採択とすべきものと決せられましたが、9月20日付けで陳情者から 取り下げの申出書が提出 されたことから、9月25日に開催した委員会において、これに同意を与えるべきものと決せられました。	取下げに 同意



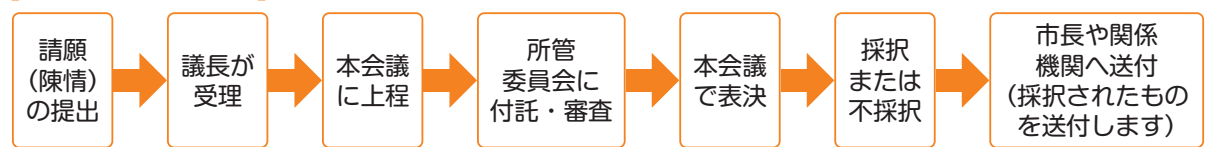
請願・陳情ができます

請願権は、国民の基本的人権の一つとして憲法第16条に規定されている権利であり、市民の皆さんは、市議会に対し、市政への要望や意見を「請願」・「陳情」という形で、文書で提出することができます。また、同様に市議会を通して国や県に対して要請したいことも請願・陳情することができます。

請願を提出する場合は、地方自治法の規定により、紹介議員が一人以上必要になりますが、陳情の提出についての法的根拠はなく、紹介議員は必要ありません。

請願・陳情は、定例会議開会日の3日前までに受理したものを、その定例会議で審査します。会津若松市議会では、陳情も請願と同様に扱っています。

【請願(陳情)の流れ】



審議結果は、請願(陳情)の提出者に通知され、採択された場合は、その旨を市長に通知したり、議会の意思として、関係機関に「意見書」を送付したりします。定例会議中に結論がでない場合は、継続審査とする場合もあります。



市議会ホームページ

総括質疑を行った議員名と項目

① 大竹 俊哉 議員

● 会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金(令和5年度一般会計決算) ほか



② 譲矢 隆 議員

● まちの拠点整備事業費(令和5年度一般会計決算) ほか



③ 原田 俊広 議員

● 緊急減量化対策事業費(令和6年度一般会計補正予算) ほか



④ 吉田 恵三 議員

● 自然環境保全推進事業費(令和6年度一般会計補正予算) ほか



討論は、表決の前に議題になっている案件に対し、賛成か反対かの自己の意見を表明することをいいます。9月定例会議で賛否が分かれた案件のうち、本会議で討論があったものを掲載しています。

討論

特

集

議案等の審査

審議結果

賛否一覽

一般質問

お議会から
知らせの

議案第89号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

反対

原田 俊広 議員



本案は、マイナ保険証への一元化を目指すための法の一部改正により現行の被保険者証を廃止することに伴って、県後期高齢者医療広域連合規約の整理を行うものですが、マイナ保険証への一元化で後期高齢者にまで現行保険証を使えなくしてマイナ保険証を押しつけるという、本案件の規約改定は認めることはできません。

承認第2号 令和5年度会津若松市一般会計歳入歳出決算の認定について

反対

原田 俊広 議員



本決算には、申請した人にマイナポイントを給付するというお金で釣るようなやり方でマイナンバーカードを作らせようという施策が含まれている一方で、多くの市民が切実に願っている学校給食費の無償化・一部補助には「お金がないからできない」とまったく応えなかった結果が示されており、認定することはできません。

賛成

吉田 恵三 議員



決算の認定に当り、不適切と思われる財務事務手続きが見受けられたことから、今後、財務事務の適正化に向けた取組を強化、改善されるよう指摘します。また自衛官適格者名簿の提出に関わる本人の申し出による適格者名簿からの削除申請が可能となった手続きの情報を市民に対し、十分に周知することを求め、賛成します。

反対

譲矢 隆 議員



①本案には、県立病院跡地利活用事業推進の経費が含まれているが、市民や議会に説明した計画通りに進んでいない。②地域おこし協力隊活動支援事業の事務や会津若松商工会議所への補助金交付事務が不適切だった。③一部の学校で実施するフッ化物洗口の実施の有無で顕著な差は認められない。以上のことから反対します。

陳情第3号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求めることについて

反対

高橋 義人 議員



本陳情は司法制度に関わる重要な問題であり、専門的な法律知識が必要です。専門性を持たない地方議会が賛否を表明することは適切ではありません。地方議会の役割は地域の実情に基づいた意見を反映することであり、複雑な問題には専門家の意見を重視し、地域のニーズに応じた形での意見表明が望ましいと考えます。

賛成

松崎 新 議員



現在の再審制度は、再審請求手続きと再審公判手続きの二段階の制度です。第一段階の再審請求手続きで検察が認めず、裁判所の再審開始決定に対しても不服申立てをして争えば、長期間にわたることが問題となっています。そのため刑事訴訟法の再審規定の改正を求める陳情は願意の趣旨当然のことから賛成いたします。

陳情第4号 庁舎内における政党機関紙の勧誘行為の禁止を確認することについて

反対

松崎 新 議員



「庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘、配達、集金の自粛について」に関する執行機関の見解があります。見解では、庁舎内における議員による政党機関紙の勧誘行為は、庁舎内での営業の禁止の原則には当てはまりません。また、市庁舎管理規則での定めについては、何ら問題がないと整理されていることから反対します。

9月定例会議に提出された議案等とその審議結果

番号	件名
議案(27件)	
71	令和6年度会津若松市一般会計補正予算(第4号)
72	令和6年度会津若松市水道事業会計補正予算(第1号)
73	令和6年度会津若松市下水道事業会計補正予算(第1号)
74	令和6年度会津若松市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
75	令和6年度会津若松市観光施設事業特別会計補正予算(第1号)
76	令和6年度会津若松市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
77	令和6年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
78	令和6年度会津若松市介護保険特別会計補正予算(第2号)
79	令和6年度会津若松市三本松地区宅地整備事業特別会計補正予算(第1号)
80	令和6年度会津若松市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
81	会津若松市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
82	会津若松市国民健康保険条例の一部を改正する条例
83	会津若松市手数料条例の一部を改正する条例
84	会津若松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
85	布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
以上、原案のとおり可決	
86	財産の取得について(新庁舎用ユニバーサルデスク)
87	財産の取得について(新庁舎用執務椅子)
88	財産の取得について(新庁舎用ワゴン)
89	福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
90	市道の認定について

番号	件名
91	市道の廃止について
92	市道の変更について
93	城前団地更新住宅第5棟新築工事請負契約の締結について
94	令和5年度会津若松市水道事業剰余金の処分について
95	令和5年度会津若松市下水道事業剰余金の処分について
96	議員の派遣について(市民との意見交換会)
97	議員の派遣について(議会運営委員会行政調査)
以上、可決	
番号	件名
報告(9件)	
10	監査の結果報告について
11	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果について
12	令和5年度会津若松市一般会計継続費精算報告書について
13	令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
14	公益財団法人会津若松文化振興財団経営状況報告について
15	一般財団法人会津若松観光ビューロー経営状況報告について
16	一般財団法人会津若松市勤労者福祉サービスセンター経営状況報告について
17	株式会社まちづくり会津経営状況報告について
18	監査の結果報告について
承認(14件)	
2	令和5年度会津若松市一般会計歳入歳出決算の認定について
3	令和5年度会津若松市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
4	令和5年度会津若松市観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5	令和5年度会津若松市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
6	令和5年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

番号	件名
7	令和5年度会津若松市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
8	令和5年度会津若松市三本松地区宅地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
9	令和5年度会津若松市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
10	令和5年度会津若松市水道事業会計決算の認定について
11	令和5年度会津若松市簡易水道事業会計決算の認定について
12	令和5年度会津若松市下水道事業会計決算の認定について
以上、認定	
13	教育長の任命について
14	教育委員会委員の任命について
15	公平委員会委員の選任について
以上、同意	
番号	件名
諮問(1件)	
2	人権擁護委員候補者の推薦について
意見(同意)	
番号	件名
陳情(3件)	
3	刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求めることについて
不採択	
4	庁舎内における政党機関紙の勧誘行為の禁止を確認することについて
採択	
5	学校給食費の無償化の実現について
取下げ同意	
アミかけの部分は採決で賛否が分かれた案件	
アミかけ以外は全会一致による可決や採択等の案件	
※賛否が分かれた案件の賛否一覽は14ページに掲載。	

令和6年9月定例会議の賛否一覧

※これ以外の案件等は、13ページのとおり全会一致で可決されています。

会派名 議員名 議案等名	議決結果	賛成 反対	市民クラブ										フォーラム会津				公明党			創風あいづ			立憲連合		共 社		夢			
			平田久美	中川廣文	榎屋奈津子	長谷川純一	高橋義人	小畑匠	小倉孝太郎	大竹俊哉	清川雅史	石田典男	笹内直幸	内海基	長郷潤一郎	古川雄一	渡部 認	大島智子	奥脇康夫	大山享子	吉田恵三	村澤智	横山淳	高梨浩	丸山さよ子	松崎新	原田俊広	譲矢隆	成田芳雄	
議案第89号 福島県後期高齢者 医療広域連合規約 の変更について	可決	22：2	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	●討	●	欠	
承認第2号 令和5年度会津若 松市一般会計歳入 歳出決算の認定に ついて	認定	21：3	○	○	○	○	○	○	○	－	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	●討	●討	欠	
陳情第4号 庁舎内における政 党機関紙の勧誘行 為の禁止を確認す ることについて	採択	14：10	○	○	○	○	○	○	○	－	○	●	○	○	○	●	●	○	○	○	○	●	欠	●	●	●	●討	●	●	欠
以下の陳情については、議長裁決により不採択																														
陳情第3号 刑事訴訟法の再審 規定（再審法）の 改正を求めること について	不採択	起立 ○ 12：12	●	●	●	●	●	●	●	－	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		無記名 投票	起立採決において、起立者及び着席者が同数であり、賛成者の多少が認定できず、無記名投票を実施しました。 ※着席者の中には、態度保留者や棄権者を含むと考えられ、着席者がすべて「反対」であるとは断定できないことから、賛否を明らかにするため、無記名投票を行いました。 無記名投票の結果、可否同数（賛成12：反対12）となったため、地方自治法第116条第1項の規定により、議長裁決で不採択となりました。																											

※ ○は賛成 ●は反対 討は討論がなされた案件

※ 議長（清川雅史）は採決に加わらない

※ 会派名の略称は次のとおり 共⇒日本共産党 社⇒社会民主党・市民連合 夢⇒夢クラブ

議会の動き（7月～9月）

総務委員会	9月5日・13日・24日	予算決算委員会理事会	9月12日
文教厚生委員会	9月5日・25日	総務委員会協議会	8月8日
建設委員会	9月5日・17日・19日・25日	文教厚生委員会協議会	7月26日、8月26日
予算決算委員会	9月2日・12日・27日	産業経済委員会協議会	8月23日
予算決算委員会		建設委員会協議会	8月23日
第1分科会	7月23日、8月1日・8日、 9月5日・13日・18日・24日	広報広聴委員会	7月23日・29日、 8月5日・19日、9月5日
第2分科会	7月12日・26日、 8月8日・19日・26日、 9月5日・17日・19日・25日	議会運営委員会	7月2日・24日、 8月5日・16日・26日・29日、 9月4日・5日・12日・24日
第3分科会	7月16日・31日、 8月1日・19日・27日、 9月5日・13日・18日・24日	各派代表者会議	7月2日、 8月5日・23日・26日、 9月5日・27日
第4分科会	8月1日・23日、 9月3日・5日・17日・19日・25日	議会評価特別委員会	7月24日、8月26日

※ 9月定例会議の日程は、10ページに掲載しています。

特
集

議案等の審査

審
議
結
果

賛
否
一
覧

一
般
質
問

お
議
会
知
ら
せ

市政 ここが聞きたい

一般質問



一般質問の
映像の視聴は
こちらから

令和6年9月定例会議の一般質問は、9月9日から11日まで行われ、20名の議員が登壇しました。

市の様々な課題等について、議員が自身の提案も含めて市に考えを聞く「一般質問」の各議員の内容を要約してお知らせします。

もっと知りたい「ギカイ」の「ギモン」／



Q 一般質問というけれど、「一般」以外に質問はあるの？

A

本会議で「市政全般」について質問し、市に報告や説明を求めるものを一般質問といいます。一般質問の他に、「総括質疑」があり、こちらは市が提案した「議案」に対し質問するという違いがあります。



健康・福祉

公明党
大山 享子 議員
高齢社会対策推進
への市の取組は
問 国の高齢社会対策
大綱の策定のための検
討会の報告書に対する
市の認識を伺います。
答 本市高齢者福祉計
画・第9期介護保険事
業計画の基本理念と同
様のものであり、高齢
者に限らずすべての方



フォーラム会津
内海 基 議員
生活保護不正受給
対策について
問 不正受給問題が生
活保護のイメージを悪
くしていると考えます。
本市における不正受給
への対応を伺います。
答 不正受給が判明し
た場合には、生活保護
法第78条に基づき支弁
した保護費を徴収して



が、つながり支え合う
社会を目指すものと認
識しています。
問 認知症は早期発見
が重要です。市民が認
知機能の低下をセルフ
チェックできる機器が
必要と考えますが、市
の取組を伺います。
答 認知機能のセルフ
チェックは、非常に有
効と認識しています。
令和6年度からは、タ
ブレット端末を利用し
てゲーム感覚で認知機
能をチェックできる取

組を行っています。
問 増加する高齢單身
世帯に対する支援の取
組について伺います。
答 単身高齢者が抱え
る不安や悩み等の課題
は、相談員や地域包括
支援センター等の相談
対応により把握に、本
人の死後の希望や思い
を記述する「エンディ
ングノート」の市ホー
ムページへの掲載と、
窓口での配布を予定し
ています。
問 不正受給対策とし
て生活保護適正実施推
進員の設置を検討して
はどうかと考えますが、
見解を伺います。
答 他市の福祉事務所
において、警察官OB
を推進員として配置し
ている事例は把握して
います。推進員の配置
により、ケースワーカー
の負担軽減も期待され
ますが、本市としては、
受給者の生活状況を構
造的に把握し、関係性を構

築している各ケースワ
ーカー自らが、収入申
告の義務や不正受給判
明時の返還の必要性を
丁寧に説明していくこ
とが重要だと考えてい
ます。
その他の質問趣旨
▽ジモノミツケ！につ
いて
▽県立病院跡地につ
いて

健康・福祉



市民クラブ

平田 久美 議員

介護人材確保に向けての取組は

問 急速に高齢社会が進行し、介護が必要な高齢者が増加することで介護人材の確保が喫緊の課題となつていますが、介護人材の確保に向けた市と関係機関の連携について伺います。また、市独自の支



援策の具体的な内容と取組をお示しください。

答 介護福祉士会やハローワーク等と連携し、介護人材確保に向けたイメージアップイベント「ミライノカイゴ」や県と連携した「KAGOPRiDE写真展」を開催しました。

また、全国的な介護職の人材不足が進む中、市内の介護事業所に就職してもらえようという支援策を検討しています。

問 介護職を希望する若者を育てる取組として、介護職の専門学校と連携し、市内福祉施設での実習活動を支援することへの見解を伺います。

答 市内の介護事業所では、会津大学短期大学部の学生をインターンシップとして受け入れ、実習活動も行うなど、専門学校等で介護職を志す学生を学校と連携して支援しています。



社会民主党・市民連合

議矢 隆 議員

マイナ保険証不保持者への対応は

問 令和6年12月2日で国民健康保険被保険者証が廃止されますが、現行の保険証に代わる資格確認書の発行などの事務負担を伺います。

答 現行の健康保険証廃止後は、一定期間経過後に、マイナ保険証



の有無に応じて資格確認書の発行が必要となるため、事務処理システムの改修や市民への周知を進め、安心して受診できる環境整備に努めます。

問 本市の国民健康保険における被保険者数とマイナ保険証の登録状況について伺います。

答 令和6年6月末時点の被保険者数は、2万2222人、マイナ保険証登録者数は1万4917人で、登録率

は67・1%です。

問 資格確認書は申請者だけに発行するのか伺います。

答 マイナ保険証を持たない方に発行する資格確認書は、マイナンバーカードを紛失した場合などを除いて当分の間、申請によらず交付する予定です。

その他の質問

▽ICT教育の現状と問題点

▽水田の5年水張ル

産業・経済



創風あいつ

村澤 智 議員

新工業団地への企業誘致について

問 製造業等の工場の誘致が、本当に多くの雇用創出につながるのが見解を伺います。



答 規模の雇用が創出されると考えています。

問 新工業団地に水素の製造拠点や水素による発電施設を誘致するなど、先進的な取組を検討すべきと考えますが、認識を伺います。

答 誘致については、本市のゼロカーボンシティの推進にもつながることから、今後の動向を注視していきます。

問 世界最高水準の分析機能を持つ次世代放射光施設「ナノテラス」が、令和6年4月から稼働しました。そこで、ナノテラスの中小企業へのPRや活用の可能性について、関係団体と連携して取り組むことで、オンラインワンの成長企業を育てるべきと考えますが、認識を伺います。

答 会津産業ネットワークフォーラムや商工会議所等と連携して市内企業へ周知し、ナノテラス活用の可能性を研究していきます。



創風あいつ

吉田 恵三 議員

商業施設跡地の利活用方針は

問 中心市街地の商業施設（リオンドール）跡地利活用に對する市のお考えをお示しください。



答 当該跡地は民間の方の所有地であり、その利活用は、民間の事業活動や不動産取引等

を中心に行われるものと考えています。

しかし、市民の関心も高く、地域経済への波及や影響も大きいエリアに位置する重要な土地であるため、市中心市街地活性化協議会の事業計画にも位置付けられており、市もその一員として有効な利活用の方向性について検討しています。

問 商業施設跡地利活用方針を今後どのような形で決めていくのか市の

考えをお示しください。

答 利活用方針の検討では、土地所有者へのヒアリングや地元関係者、事業者、市民を対象としたニーズ調査等を行いながら、必要とされる機能や整備手法、運営体制、整備スケジュールなどについて検討していきます。

その他の質問

▽市集会所整備事業補助金について

▽市道や公園緑地等の管理について



市民クラブ

小畑 匠 議員



新工業団地に幅広い産業の誘致を

問 製造業は、景気との連動によるリスクが大きいとされているため、新工業団地には、幅広い産業を誘致することでのリスク回避が可能と考えますが、誘致企業に関する考えを伺います。

答 産業立地の動向や国等の政策動向を踏まえながらも、（仮称）新工業団地基本計画において定めた誘致企業の方向性に基づき、これまで本市の施策において重点的に取り組んできた、半導体や自動車等の成長産業や、ICTや再生可能エネルギー等の次世代産業をはじめとする幅広い分野の企業誘致に取り組んでいきます。

愛郷心教育の内容

と課題及び評価方法について伺います。

答 愛郷心教育として、道徳科の授業や地域学習等を行っており、小学校時に学んだ分野を深め、中学校で発展させる必要があることが課題と考えています。

また、取組への評価として、教員間で指導内容の振り返りや、地域学習における「まなべこツアア」などで、アンケートを実施しています。



フォーラム会津

古川 雄一 議員



駅前都市基盤整備事業について

問 会津若松駅前都市基盤整備事業の決算額は、令和元年度から令和5年度までで、合計7079万7千円ですが、市民からは何の進展も見られないとの声があります。これまでの経過について認識を

伺います。

答 令和元年度から本格的な調査、測量に着手し、会津若松駅前周辺まちづくり検討委員会を設置して、将来的な駅前広場の使い方を議論してきました。

令和2年度に基本構想を取りまとめ、令和4年にはJR東日本、JR貨物と事業化に向けた覚書を締結し、関係事業者と実務的な協議をしています。慎重な対応が必要な事項

も多いため、時間を要しています。

問 事業の進捗状況に対する市の認識と対応を示してください。

答 駅前広場内は市有地と民有地が混在しており、駅前ロータリーの形状が複雑であるなどの検討事項も多く、基本計画案作成に時間を要していますが、市民に愛される駅前広場などの整備に向けて取り組んでいきます。



夢クラブ

成田 芳雄 議員



DMO業務専門の民間団体創設を

問 会津若松観光ビューローは、若松城天守閣や御薬園等の指定管理者業務に加え、観光庁からDMOとして登録されていますが、これだけ多くの業務を完遂できるのでしょうか。また、DMOは、地

方へ人口流入させる地方創生の切り札と言われています。観光ビューローは指定管理者業務に限定し、観光や物産振興、会津まつり事業等を併合した、DMO業務専門の民間団体を創設すべきではないですか。

答 観光ビューローは、平成26年4月に観光関係の民間組織の力を結集し、さらなる観光・物産の進展を図ることを目的として設立され



公明党

大島 智子 議員



市営住宅の在り方について

問 人口減少が進む中、単身世帯の高齢者の他に単身世帯の中高齢世代も増加しています。不安定な雇用の中で暮らす中高年世代の低所得者も単身世帯で市営住宅に入居できるよう、入居者資格の年齢要件

を緩和すべきではありませんか。

答 年齢要件の緩和も含め、セーフティネットとしての住宅の在り方を検討していきます。

問 単身で入居できる市営住宅の多くは、浴槽の購入が必要です。浴槽の購入は重い負担となるため、リースも利用できるよう検討していますか。

答 民間事業者と協議し、一部の住宅で浴槽等がリース可能となっ

ており、現在は、国から観光地域づくり法人として認定を受け、観光関連事業者等と合意形成を図りながら、戦略的な事業を企画・立案し、実施しています。

市としては、観光ビューローが本市観光地域づくりの舵取り役であると認識しており、引き続き、市と方向性を同じくし、さらなる観光振興に取り組めるよう緊密に連携して、地域活性化を図ります。

ため、他の住宅でもリースできるよう、今後も協議を進めます。

問 退去時の原状回復では、費用負担が少しでも軽減されるよう改善すべきではありませんか。

答 市営住宅の新築や改修工事の際に、貼り替え不要な化粧合板を張った引戸とフローリング張りの床を採用することで、入居者の原状回復に要する負担軽減を図っています。



市民クラブ
小倉 孝太郎 議員

教育支援委員会への 審査依頼件数は

問 教育支援委員会への審査依頼件数と背景要因について伺います。

答 令和5年度の依頼件数は、幼児73件、児童・生徒は158件で、近年、増加傾向にあります。要因としては、社会全体に知的障がい



市民クラブ

大竹 俊哉 議員 給食の食材高騰に 対する対策は

問 食材高騰に対する本市の対策について、学校給食法第11条「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置

や発達障がいに対する認識が深まり、特別支援教育の必要性について保護者の関心が高まっていることなどが挙げられます。

答 教育支援委員会での精査には医師の診断も必要ですが、医療機関の受診や心理検査等に時間を要することや、教育支援委員会に審査依頼を行う幼児・児童・生徒の増加などにより、対象者への支援に遅れが生じる場合の対

者の負担とする。」、第2項「前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。」の規定を踏まえてお示しください。

答 学校給食費については、法に定める経費の負担区分に基づき、食材などの経費は、原則として保護者が負担

すべきものと考えていますが、今般のような急激な物価高騰に対しては、国の政策も踏まえ、保護者負担の軽減を図る必要があると判断し、保護者から徴収する一食当たりの単価を据え置き、超過分を市が負担する措置を講じているところです。

応策を伺います。

答 各学校に対し、対象児童生徒の早期の実態把握に努めることや、保護者との面談等の時期を早めるように指導しています。また、医療機関等の受診や特別支援学級への入級の有無にかかわらず、学習や生活において必要とされる支援を切れ目なく受けることができるように支援体制を構築しているところです。

市体育施設は、老朽化による利用時のケガや事故の懸念がある他、夏場に熱中症になりやすい状況にありますが、市体育施設でスポーツを行う環境について、市の認識と整備計画をお答えください。



フォーラム会津

笹内 直幸 議員 スポーツを通じた 地域づくり

問 市の体育施設は、老朽化による利用時のケガや事故の懸念がある他、夏場に熱中症になりやすい状況にありますが、市体育施設でスポーツを行う環境について、市の認識と整備計画をお答えください。



フォーラム会津

渡部 認 議員 教職員の高ストレス者の現状は

問 教職員の高ストレス者の現状把握と傾向について伺います。

答 公立学校共済組合「心の健康チェック事業ストレスチェック」における本市教職員の高ストレス者の人数と受検者全体に対する割

い。

答 施設の老朽化に加え、熱中症対策にも課題があると認識しており、利用者の要望や実態を踏まえ、総合的に検討します。

問 地域コミュニティの場として利用されている公民館やコミュニティセンター、町内会館等について、熱中症対策として、エアコンを整備し、安心して利用できるようにすべきと考えますが、市の

見解をお答えください。

答 市や指定管理者が管理する施設では、エアコンを計画的に整備し、安全で快適な利用環境の提供に努めています。また、町内会が所有・管理している町内会館等では、エアコンの設置が必要と、多くの町内会からアンケート調査への回答があるため、町内会によるエアコン設置に対する補助の在り方について検討を進めています。

合は、令和2年度は50名で、8・0％、令和3年度は44名で、6・9％、令和4年度は66名で、10・6％、令和5年度は70名で、11・2％となっており、増加傾向にあります。

問 教職員の働き方改革の取組状況と改善された点や今後改善すべき点をお示しください。

答 本市では、スクールロイヤーの活用や学校給食費の公会計化、夏季休業中の学校閉庁日の設定等の取組により、時間外勤務が月80時間を超える教職員の割合が、小学校では、令和3年度5・1％から令和5年度3・4％に、中学校では、令和3年度11・9％から令和5年度10・5％へと共に減少しています。また、改善すべき点としては、特定の個人に時間外勤務が集中する傾向にあるため、対策を行います。



立憲連合
松崎 新議員



県立病院跡地利用事業の早期実現

問 県立病院跡地利用事業に係る公募型プロポーザルは、参加表明が無いことから中止となりました。県立病院跡地利用事業を完了させるためどのように進めれば、早期に事業が完了するのか、考

え方をお答えください。

答 公募を中止した令和6年7月23日から8月下旬まで、事業者へのアンケート調査やヒアリングを行ってきた。複数の事業者から「公共施設と収益施設を分離したうえで、公共施設の先行整備を行うことを検討すべき」との意見がありました。が、子どもの屋内遊び場を中心とした多世代が交流できる施設整備の早期実現に向けて有

効な考えであると認識しています。

問 具体的にどのような進めるのですか。

答 募集要項、要求水準書の条件の見直しを検討しているところであり、基本計画に基づき取組を進めていきます。なお、スケジュールを含めた方針は決定次第、説明します。



立憲連合
丸山 さよ子議員



地域運営組織に期待するものは

問 地域運営組織に対し、市はどのような役割を求めていますか。

答 高齢化や人口減少の進行等により、町内会や各種団体の運営、集落が果たしてきた機能などの維持が困難になってきている地域も

みられる中で、地域運営組織には地域の暮らしを支え続けることができるよう、より広い単位で、地域の方々に加え、多くの団体・関係者の参画・協力のもと、町内会等の自治活動や集落の機能を補完する役割を期待しています。

問 他自治体では、地域運営組織が地域課題を解決するため、地域と行政の役割分担の明確化、再構築を図って

いるという事例がありますが、本市ではどのような検討がされていますか。

答 他市の事例では、各種団体や町内会等の事務を統合して地域運営組織が担っている事例があります。このようない、地域全体を再構築する役割も担っている形が理想と考えており、地域の方とともに協議を深め、取り組んでいきます。



公明党
奥脇 康夫議員



公共交通の更なる充実を

問 どこでもバスの実証運行では、タクシー利用機会の減少など、各交通事業者への影響があるのか伺います。

答 タクシー事業者へヒアリングを行いました。が、影響はほとんど見られないとの回答が

多く、他のバス路線についても、影響があるとの声はありません。

問 実証実験後の令和7年2月以降は本格運行となるのか伺います。

答 現時点では決定していませんが、地域公共交通計画に基づき、関係者で協議を進め、本格運行を目指します。

問 どこでもバスのバーチャルバス停の周知について伺います。

答 バーチャルバス停は標識等の設置が不要

で、事業者の運営コストの抑制や利便性の向上につながっています。

引き続き、バーチャルバス停やどこでもバスについて、市民の皆様への周知に努めます。

問 門田地区の公共交通を充実すべきと考えますが、認識を伺います。

答 地域の実情にに応じた公共交通の必要性和在り方について、地域の方々とともに検討したいと考えています。



市民クラブ
石田 典男議員



市発注業務の労働条件整備は

問 発注者責任を見直し、受注者及び従事者の賃金等の条件改善について、ご意見を伺います。

答 社会情勢が変化する中で制度の見直しが必要という指摘と受け取ります。地域の経済

状況を注意深く見守り、制度見直しの時期を見定めたいと考えます。

問 総合評価方式入札は、制度改正が必要ではありませんか。

答 難工事の定義の在り方などに課題があり、慎重な検討が必要と考えております。

問 市発注工事での週休二日制導入の現況と認識を伺います。

答 令和6年度は3件の工事で試行しており、建設業の担い手確保に

寄与する取組として、拡大する必要があると認識しています。

問 小額工事を含む予定価格等のベースアップを検討していますか。

答 昨今の物価上昇等を踏まえ、上限金額の在り方の調査研究が必要と認識しています。

問 公契約条例制定の検討について伺います。

答 労働条件の向上、人材確保への効果が期待され、引き続き調査研究を行います。



日本共産党

原田 俊広 議員



風力発電計画に反対を表明すべき

問 市はラムサール条約湿地登録に向けた取組を進めています。猪苗代湖周辺地域の生物多様性の保護とともに、市民の生活・文化や観光と深く結びついている背炙山やその周辺の環境を守ることは、



市民クラブ

中川 廣文 議員



平時から災害時の備えをすべき

問 避難行動は、災害の発災時間帯や季節により異なるため、様々な状況を想定した避難訓練を実施してはどうですか。

答 災害が激甚化、頻発化しており、より実践的な訓練となるよう、

猪苗代湖のラムサール条約湿地登録にも必要な条件と考えますが認識を示してください。

答 背炙山やその周辺は、今回ラムサール条約湿地として登録を受ける範囲には含まれていないため、登録の要件に影響はないものと認識しています。

問 市長は、ラムサール条約湿地登録を目指す取組にも逆行するものとして、背炙山の大规模な風力発電計画に

反対の意思を表明すべきと考えますが認識を示してください。

答 背炙山で計画されている風力発電事業は、ラムサール条約湿地への登録に影響を与えるものとは考えていませんが、渡り鳥等への影響をさらに回避・低減するよう環境影響評価の手続き等の中で、意見を出していきます。

実施時期や時間、手法等を含めた内容の充実を図り、市民の防災上の懸念を考慮した訓練を検討します。

問 海外からの来訪者も含め、観光客への避難指示・避難誘導の備えはできていますか。

答 多言語対応等の課題はありますが、本市への来訪者に対し、市内滞在者の携帯電話・スマートフォンにエリメールを一斉配信することで、避難情報の

周知が可能です。

問 市民だけではなく、観光客にも対応できる防災訓練の実施も重要ではないですか。

答 観光関連事業者や宿泊施設等と連携・協力した訓練の実施は、地域防災力向上の観点からも効果的な取組であり、関係団体と今後協議します。

その他の質問

▽空家等対策の推進に関する特別措置法の改正への対応

庁舎整備雁木及び駐輪場等建築工事請負契約の締結を可決

第563回会津若松市議会
8月臨時会議

8月臨時会議は8月23日に開会し、会津若松市庁舎整備雁木及び駐輪場等建築工事請負契約の締結についての議案が提出され、全会一致で可決されました。

議案等の内容

- 議案第70号 会津若松市庁舎整備雁木及び駐輪場等建築工事請負契約の締結について
(契約金額 2億977万6,176円)



新庁舎に向かう雁木通路のイメージ

Qなぜ議会が「契約の締結」に関する議案を審査するの？

A 条例により、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負契約は、議会の議決を受けなければならないとされています。

●議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。



※雁木…雨や雪の日の通行を確保するため、庇を長く張り出して通路を確保する建築様式

議会モニター制度が始まります！



8月29日、議場で、議会モニター委嘱状交付式を開催しました。当日は議長から議会モニター一人一人に、委嘱状が手渡されました。今回議会モニターとなった10代から70代までの44名の皆さんには、令和8年3月末までの任期で活動いただきます。また委嘱状交付式の開催後は、議会モニター活動の説明会を開催しました。

議会モニターとは？

市民目線から継続してご意見をいただく新たな広聴のツールとして、これまで議会広報紙に対するご意見をいただいていた広報議会モニターを発展させ、新たに設置したモニター制度です。

多様な世代、属性の方に議会の取組を知っていただき、議会運営や政策研究している内容、議会評価などについてご意見をいただき、議会の活動に反映していくことを目的としています。

主な活動として、本会議等の傍聴や議会との意見交換、アンケートへの回答などがあります。

議会は、議会モニターの活動の中で寄せられたご意見を政策サイクルに生かし、より一層の住民福祉の向上に努めていきます。



説明会終了後、質疑応答の様子

議会モニターの構成

- 人数 44名（男性30名、女性14名）
うち、学校等を含む団体推薦が40名、一般公募が4名
- 任期 令和6年8月から令和8年3月末まで（概ね2年間）

議会からのお知らせ

虚礼廃止にご理解とご協力を



公職選挙法の規定により、次の行為などが禁止されていますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

- 政治家が答礼のための自筆によるものを除き、年賀状などの時候あいさつ状（電報やファクシミリも含む）を出すこと。
- 政治家が新年会などに招待され、出席せずに自分の料理や飲食に相当する金銭を祝儀として出すことや酒等を提供すること。
- 懇談会などで有権者が招待した政治家に祝儀を求めること。
- 秘書などが政治家の代理として結婚披露宴や葬式などに出席し、政治家名義で祝儀や香典を出すこと。
- 後援会が、祝儀、花輪、香典などを出すこと。
- 政治家や後援会が、あいさつを目的とする有料の広告を出すこと。
- 広告業者（新聞やテレビなど）が政治家や後援会に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めること。

※政治家が自ら出席して祝儀や香典を出すこと、会費制の会合に会費（社会通念上の範囲を超えないもの）を払って出席すること、弔電などは、禁止されている寄付行為にあたりません。

点字・声の広報議会

- 点字版広報議会、声の広報議会も発行しています。ご希望の方は議会事務局までお知らせください。
- 声の広報議会は市議会ホームページでも聞くことができます。



エフエム会津

「市役所情報スタジオ」で市議会の情報を発信しています。次回の放送は12月中旬を予定しています。放送日は決まり次第、市のホームページでお知らせします。

- 内容…予算決算委員会第4分科会の活動報告



12月定例会議の日程

日	月	火	水	木	金	土
12/1	2	3	4	5	6	7
				開会日 (提案理由説明)		
8	9	10	11	12	13	14
本会議 (一般質問・代表)	本会議 (一般質問・個人)	本会議 (一般質問・個人)	本会議 (総括質疑) 予算決算委員会	文教厚生委員会 建設委員会 予算決算委員会(第2・第4分科会)		
15	16	17	18	19	20	21
総務委員会 産業経済委員会 予算決算委員会(第1・第3分科会)		予算決算委員会		最終日 (委員会審査報告～表決)		

※ 本会議は午前10時から、委員会は午前9時30分から開催されます。
なお、日程は変更になる場合があります。
最新の情報はホームページなどでご確認ください。



編集後記

長年、議会活動をお伝えしてきた「広報議会」ですが、2月1日発行の次号からはタイトルを「議会だより」に改め、内容も大幅リニューアルして皆様にお届けいたします。市民の皆さんにわかりやすく親しみを指してもらえるような広報紙を目指してまいりますので、どうぞご期待ください。

中川 廣文

広報広聴委員会

委員長 原田 俊広
副委員長 松崎 新
委員 平田 久美
委員 笹内 直幸
委員 中川 廣文
委員 梶屋 奈津子
委員 大島 智子
委員 村澤 智

第30回 市民との意見交換会 地区ごとの 会場とテーマ

市内15地区で、11月11日（月）～19日（火）までの日程で開催します。どなたでも参加できますので、都合の良い会場へお気軽にお越しください。

また、あらかじめ意見交換をしたい内容がある方は、事前に市議会ホームページまたは電話・FAXにより議会事務局までお知らせください。



11 **河東地区**
11 (月) 18:00
会 場 河東農村環境改善センター 会議室
テーマ 地域づくりについて
1 班

11 **門田地区**
11 (月) 18:00
会 場 南公民館 1階会議室
テーマ 地域のつながりづくりについて
3 班

11 **北会津地区**
11 (月) 18:30
会 場 北会津支所 ピカリンホール
テーマ 地域防災について
5 班

11 **神指地区**
12 (火) 18:00
会 場 中央公民館神指分館 会議室
テーマ 町内会と地域づくりについて
2 班

11 **一箕地区**
12 (火) 18:30
会 場 一箕公民館 1階会議室
テーマ 地域づくりについて
1 班

11 **湊地区**
13 (水) 18:00
会 場 湊公民館 会議室・視聴覚室
テーマ 地域づくりについて
1 班

11 **大戸地区**
13 (水) 18:00
会 場 大戸公民館 2階講義室
テーマ 地域のつながりづくりについて
3 班

11 **城北地区**
13 (水) 18:00
会 場 城北コミュニティセンター 2階講習室
テーマ これからの地域のつながりづくりについて
4 班

11 **東山地区**
14 (木) 18:00
会 場 東公民館 1階会議室 1・2
テーマ 地域防災について
3 班

11 **町北・高野地区**
14 (木) 18:30
会 場 北公民館 1階会議室 1・2
テーマ これからの地域のつながりづくりについて
4 班

11 **日新地区**
14 (木) 18:30
会 場 日新コミュニティセンター 2階講習室
テーマ 地域づくりについて
5 班

11 **鶴城地区**
16 (土) 18:00
会 場 城前団地 集会所
テーマ 町内会と地域づくりについて
2 班

11 **城西地区**
17 (日) 15:00
会 場 城西コミュニティセンター 2階集会室
テーマ 地域づくりについて
5 班

11 **謹教地区**
17 (日) 18:00
会 場 謹教コミュニティセンター 集会室
テーマ 町内会と地域づくりについて
2 班

11 **行仁地区**
19 (火) 18:30
会 場 行仁コミュニティセンター 1階集会室
テーマ これからの地域のつながりづくりについて
4 班

議員の班編成は裏表紙に掲載しています

1 班

河東地区 11月11日(月)
一箕地区 11月12日(火)
湊地区 11月13日(水)



●大竹 俊哉
建設委員会



笹内 直幸
文教厚生委員会



長谷川純一
産業経済委員会



大山 享子
産業経済委員会



松崎 新
総務委員会

第30回 市民との 意見交換会

あなたの**思い**を議会に話しませんか
地区別のテーマや会場、開始時間の情報は、
23 ページに掲載しています。



議長
清川 雅史

私たちが皆様の地域に
お伺いします。ぜひ、お
気軽にご参加ください。

※議長は班に所属せず、
日程を調整のうえ
意見交換会に参加します。

4 班

城北地区 11月13日(水)
町北・高野地区 11月14日(木)
行仁地区 11月19日(火)



●譲矢 隆
建設委員会



大島 智子
文教厚生委員会



小畑 匠
産業経済委員会



古川 雄一
総務委員会



横山 淳
(副議長)
文教厚生委員会



石田 典男
建設委員会

2 班

神指地区 11月12日(火)
鶴城地区 11月16日(土)
謹教地区 11月17日(日)



●長郷 潤一郎
産業経済委員会



平田 久美
文教厚生委員会



高梨 浩
建設委員会



原田 俊広
総務委員会

3 班

門田地区 11月11日(月)
大戸地区 11月13日(水)
東山地区 11月14日(木)



●丸山 さよ子
文教厚生委員会



中川 廣文
文教厚生委員会



高橋 義人
総務委員会



村澤 智
建設委員会



渡部 認
産業経済委員会

5 班

北会津地区 11月11日(月)
日新地区 11月14日(木)
城西地区 11月17日(日)



●成田 芳雄
総務委員会



柁屋 奈津子
総務委員会



奥脇 康夫
建設委員会



内海 基
建設委員会



吉田 恵三
産業経済委員会



小倉 孝太郎
文教厚生委員会